

# 会員 相談室

Vol.7

相談事例紹介



免税期間中に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リースについて、賃貸借処理を選択しなかったことにより、分割控除が認められなかったケース

## 事例

### 1 事実の概要

資本金1,000万円未満の新設法人が、消費税の納税義務が免除されている設立2期目（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）において、車両等について所有権移転外ファイナンス・リース（移転外リース）契約を締結した。

なお、当該法人は、設立3期目（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）以降は消費税の課税事業者となることが確定していた。

周知のとおり、法人税法においては、移転外リース取引について、資産計上してリース期間定額法で減価償却する方法と、賃借料を損金経理する方法のいずれかを選択することが認められている。当該法人は、移転外リース取引についての会計処理の統一を図るべく、当該リース契約については資産計上したうえでリース期間定額法により減価償却し、平成21年3月期の法人税の確定申告書を提出した。

その後、日税連からのリース取引に関するお知らせの公表、更にはこれを要約した質疑応答事例が国税庁ホームページに掲載されたことに気づき、当該リース契約について、2期目の決算で賃貸借処理を選択していれば、3期目以降に計上する賃借料について、分割控除なるものを選択することができたことを知ることになる。

### 2 問題の所在

消費税法基本通達は平成20年3月28日付で改正され、賃借人がリース取引について賃貸借処理をした場合であっても、当該リース資産の引き渡しを受けた日の属する課税期間において仕入税額控除の対象とする（一括控除）旨が同通達11-3-2において明記されたところである。

これに対し、前記国税庁ホームページの質疑応答事例は平成20年11月21日付で公表されたものであり、その内容は、賃貸借処理を選択した場合に限り、一括控除と分割控除（リース料を支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理）の選択を認めるとするものである。つまり、1年も経たずして、消費税法基本通達と相反する質疑応答事例が国税庁から公表されたことになるのである。

### 3 相談者の見解

リース取引に関する会計基準などにおいては、少額又は短期の移転外リース取引として重要性が乏しい場合には例外的に賃貸借処理が認められている。また、中小企業については、すべての移転外リース取引について賃貸借処理を

行うこともできるとされている。

これを受け、法人税法においては、移転外リース取引について賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれる旨の定めが設けられており、事実上、改正前の取扱いが維持されている状況にある。

日税連のリース取引に関するお知らせは、このような経理実務を踏まえ、実務上の混乱を防止する観点から、分割控除を認めることとしたものであると解説されている。

相談者が、平成20年11月14日付の日税連のQ&A及び平成20年11月21日付の国税庁ホームページの質疑応答事例を見落とした落ち度はあるものの、消費税法基本通達は未だ改正されておらず、このように情報が錯綜する状況において、日々の仕事に追われている者としては、正確な情報をタイムリーに把握することは極めて難しいものと思われる。

### 4 課税庁の見解

前記の事情を所轄税務署に説明し、嘆願書の提出により善処願えないか掛け合ったところ、当初申告の処理自体間違いがないので嘆願書の提出はできないとの返答があった。

また、「このQ&Aは税理士会からの要望により出されたものであるから税理士会に相談してみてもどうか」と言われ、非常に困惑している。

### 回答

本件相談事例については、所轄税務署の返答にもおとり、嘆願による救済は期待できないものと思われる。また、設立2期目にリース物件を資産計上して減価償却したことについては、その処理自体に誤りはないので、更正の請求をすることもできない。

国税庁の質疑応答事例に法的な拘束力はないものの、平成20年11月21日にこれが公表されていることを考えると、平成21年3月決算期においては、このQ&Aに基づいて賃貸借処理を選択し、3期目以降は分割控除により、賃借料について仕入税額控除の規定の適用を受けるべきであった。

### 検討

国税庁の質疑応答事例の23には、「所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の取扱」として次のような事例が掲載されている。

### 【照会要旨】

所有権移転外ファイナンス・リース取引（所得税法施行令第120条の2第2項第5号又は法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する「リース取引」をいい、以下「移転外リース取引」といいます。）につき、賃借人が賃貸借処理（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をいいます。以下同じです。）をしている場合には、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理（以下「分割控除」といいます。）は認められるでしょうか。

今回は

## 消費税



相談委員

熊王征秀 (武蔵野)

### 【回答要旨】

移転外リース取引につき、事業者（賃借人）が賃貸借処理をしている場合で、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れ等として消費税の申告をしているときは、これによって差し支えありません。

（理由等） 掲載一部省略

…（注）2 簡易課税から原則課税に移行した場合等の取扱い

本件の取扱いは、賃貸借処理している移転外リース取引に係る賃借人における仕入税額控除の時期について、分割控除して差し支えないとするものですから、次に掲げるような場合のリース期間の2年目以降の課税期間については、その課税期間に支払うべきリース料について仕入税額控除することができます。

- (1) リース期間の初年度において簡易課税制度を適用し、リース期間の2年目以降は原則課税に移行した場合
- (2) リース期間の初年度において免税事業者であった者が、リース期間の2年目以降は課税事業者となった場合

日税連から公表されたリース取引に関するQ&A及び上記国税庁の質疑応答事例は、経理処理と税務処理が連動しないことによる実務上の混乱を防止するために認められたものであり、実務に携わる者にとっては大変に有り難いものである。

私見ではあるが、この質疑応答事例が公表されたのが平成20年11月21日であったことを考えると、本件事例のようなケースについては、課税の公平を図る観点からも、何らかの救済措置を設けるべきではないだろうか。

注）内容は、平成21年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。

「会員相談室」紹介

面接相談（事前予約制）

お申し込み電話番号が変わりました。

お問い合わせ ▶ 制度調査課  
03-5919-7157